

## 2. 避難支援体制

### (1) 官民協働による要援護者の避難支援

災害に対する取り組みは、「自らの身の安全は、自らが守る。」「自らの地域は、自らで守る。」を基本として、それぞれの主体が具体的な災害対策を協力して進めることが大切です。本計画は、地域において高齢者や障害のある人など避難にあたって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについてだれが支援し、どこへ避難させるかを定める、要援護者を対象とした避難支援のしくみづくりを主眼とするものです。

こうした取り組みを通じて日頃からの防災対策や避難支援体制を話しあい、各地域の実情に合わせた災害時の避難支援のしくみづくりをおこなうことが地域防災力の強化につながります。また、地域で避難訓練や情報伝達訓練等をおこなう際には、日中や夜間、洪水や地震・津波等、時間帯や災害の種類・規模により対応が異なることから、町会（自治会）、自主防災組織、関係団体等のほか、広く地域住民も参加する地域ぐるみでの取り組みが望まれます。

災害時要援護者の避難支援は地域（近隣）の共助の力が重要となることから、地域、行政、関係機関・団体等の役割分担を明確にし、共通認識を持つておくことが必要です。

### (2) 市の役割

要援護者の避難支援に関する市の役割は、以下のとおりです。

#### ①防災担当部門

平常時には、自主防災組織の組織化や組織体制の強化、地域への情報伝達体制の整備を進めます。また、福祉担当部門や関係機関との連携のもとに災害時要援護者情報を集約・整理した避難支援登録者名簿を作成し、日頃から地域の関係機関等と情報を共有するとともに、コスモス市民講座等の開催により、地域における連携強化を支援します。

災害発生時には、災害対策本部等を運営し、避難準備情報、避難勧告、避難指示等の避難情報を発表・発令するとともに、各地区の自主防災組織や町会（自治会）の代表者、民生委員・児童委員等へ避難情報を伝達し、安否確認情報の集約と要援護者支援に係る関係機関等との連絡調整をおこないます。また、避難所の開設、備蓄品提供等を指示します。

## ②福祉担当部門

平常時には、防災担当部門がおこなう避難支援登録者名簿の作成に向けて、災害時要援護者情報を集約・提供するとともに、日常業務を通じて避難支援登録者やその支援者となる市民、地域組織等との関係づくりや災害時の避難支援に関する取り組みの周知・広報等に努めます。

災害発生時には、要援護者の相談や情報提供、ニーズへの対応に努めます。

## ③保健衛生担当部門

健康管理の拠点として、難病患者など災害時要援護者の避難動向や医療の継続状況等を調査し、医師会や医療機関、保健所等関係機関と必要な対策に努めるとともに、健康相談や栄養相談などニーズに応じた相談体制の整備に努めます。

## ④消防本部・消防団

消防本部および消防団の任務は、地域を火災等の災害から守ることであり、消防団は地震・津波や風水害等の大規模災害時にも消防署員とともに消防・救助活動にあたります。また、災害時以外には火災の予防や市民に対する啓発など幅広い分野で活動しており、地域の消防・防災のリーダーとしての役割を果たします。

# (3) 地域の役割

## ①町会（自治会）

日頃から避難支援登録者と支援者の顔合わせや避難場所、避難ルートの確認、避難訓練などを自主防災組織と連携し実施します。また、民生委員・児童委員や地区福祉委員等と連携し、災害時要援護者の見守り活動をおこないます。

災害発生時には、自主防災組織や地域住民と協力して、避難支援登録者の避難誘導、安否確認をおこないます。

## ②自主防災組織

自主防災組織は、町会（自治会）が中心となり、市民どうしの協力により地域の防災活動を効果的におこなうための組織です。日頃から避難支援登録者と支援者の顔合わせや避難場所、避難ルートの確認、避難訓練などを町会（自治会）と連携し実施します。

災害発生時には、避難情報を支援者に伝えるとともに町会（自治会）や地域住民と協力して、避難支援登録者の避難誘導、安否確認をおこないます。

### ③民生委員・児童委員

日頃からの声かけ、安否確認等を通じて災害時要援護者の見守りをおこなうとともに、町会（自治会）や自主防災組織に協力し、避難支援登録者の個別支援計画を作成します。

災害発生時には、避難所において災害対策本部の行政職員等に協力し、災害時要援護者の相談に応じます。

### ④地区福祉委員会

地区内の市民福祉の向上を目的とする自主的な市民組織であることを生かし、小地域ネットワーク事業の実施等を通じて、日頃から地域内における関係団体間の連携・協力体制の構築を進めます。

### ⑤支援者

避難支援登録者を日頃から見守り、災害のおそれがある場合には自主防災組織からの避難情報を受け、避難支援登録者に情報を伝達し、避難の際には、避難行動を支援します。

### ⑥事業所等

地域の事業所等はそれぞれの立場で被害の抑止等に最大の努力を払い、日頃から災害に備え災害対策を確立しておくことが必要です。また、地域住民や町会（自治会）等との協力体制の確保に努め、連携を図ることが大切です。

## (4) 関係機関・団体の役割

### ① 民生委員・児童委員協議会

「災害時一人も見逃さない運動」への取り組みに引き続き努めるとともに、地区福祉委員会、町会（自治会）、自主防災組織など地域の関係団体との連携強化を進めます。

緊急時には、地区委員会で保管している「避難支援登録者名簿（民児協地区委員会保管用）」を開示し、安否確認をおこなうことから組織的な連絡体制を整備します。

### ② 社会福祉協議会

日頃から地区福祉委員会や民生委員・児童委員協議会などのさまざまな地域福祉関係団体の連携を支援します。

災害発生時には、市と連絡調整を図り、避難所や被災者等のニーズを的確に把握しながら、ボランティア活動をおこなおうとする人を受け入れるとともに、ボランティアが効果的に活動できるようコーディネート体制を整備します。

### ③ 社会福祉施設・福祉サービス事業者

社会福祉施設や福祉サービス事業者等は、日頃から施設等利用者に対する災害時の対応方法について定めておくとともに、災害時に自らが保有する資機材や福祉車両等を活用して避難支援が実施できる体制の整備に努めます。

また、行政からの要請に基づき災害発生時における要援護者の一次的な避難施設として体制を整え、可能な範囲で災害時要援護者を受け入れるとともに、市や地域組織に協力し、災害時要援護者等からの相談に対応します。

### ④ 地域包括支援センター・相談支援機関

平常時から災害時要援護者の避難支援に関する制度の周知を図るとともに、災害発生時においては要援護者に対する災害情報、避難情報の提供や避難生活における各種相談への対応、継続的な福祉サービスの提供に向けた関係機関との調整などに努めます。

### ⑤ 医療機関

入院者や来院者に対する災害時の対応方法について定めておくとともに、災害発生時においては負傷者の受け入れや地域の緊急医療体制への支援協力等に努めます。

### ⑥ ボランティア団体等

社会福祉協議会と連携し、被災した要援護者へさまざまな支援活動をおこないます。

## **(5) 要援護者自身の役割**

災害時に災害時要援護者の身を守り、円滑な避難を支援するためには、周りの支援だけでなく、災害時要援護者やその家族等の日頃の備えも必要です。このため、災害時要援護者やその家族等は次にあげるような内容を参考にしながら災害に対する備えに取り組むように、本市では災害時要援護者や地域住民への啓発に努めます。

### **①隣近所や地域の支援者等との関係づくり**

最寄りの民生委員・児童委員や自主防災組織のリーダー等がだれであるか把握しておきます。また、地域のさまざまな組織や団体と日頃から積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境をつくっておきます。市や各地域で実施する防災訓練等には積極的に参加するとともに、その機会を通じて自主防災組織や近所の人とのコミュニケーションを密にしておきます。

### **②必要な支援内容の伝達**

災害発生時に備え、どのような支援を必要としているのかを周囲に的確に伝え、理解してもらう必要があるため、個別支援計画の作成の際にはなるべく詳しく支援の必要な内容を民生委員・児童委員や町会（自治会）の人などに伝えるようにします。

### **③避難経路の確認**

自宅から避難所等までの経路を家族や支援者等とともに実際に歩いてみて、事前に確認します。

### **④非常持ち出し品等の準備**

災害時に避難が必要となった場合に備えて、非常持ち出し品等をまとめておき、いつでも携帯できるよう出入口付近に備えておきます。特に薬や医療器具など特別な持ち出し品が必要な場合は、それらについても周囲の人に情報が伝わるよう表示しておきます。

### **⑤災害に備えた備蓄**

1人1日3リットルを目安として、最低1日分、できれば3日分をペットボトル等の容器に常時用意しておき、保存可能な期間に注意しながら定期的に取り替えます。

缶詰や保存食、菓子など、電気・ガス・水道等のライフラインが途絶した場合でも摂取可能な食料を最低1日分、できれば3日分備え、保存可能な期間に注意しながら定期的に取り替えます。

## ⑥外出時の備え

外出した際に災害に遭う場合も考えられます。外出時には周りの環境がふだんと大きく異なることから、より一層、周囲の人の支援や協力が必要となることが想定されます。このため、周囲の人に速やかに支援してほしい内容などを伝えられるよう、外出時には、必要事項を記載したカードやブザーなどそれぞれの状態に応じて必要な物を携帯します。

## ⑦住宅の安全対策

地震に対しては建物の耐震性を確保することが何よりも重要です。住宅の耐震診断を受け、必要があれば耐震改修や補強をおこない、門柱やブロック塀などについても同様に対応します。窓ガラスについては、市販の飛散防止フィルムを貼り付けておきます。

家具や大型の電気製品は、市販の固定器具等を使用して確実に固定します。家具等を固定できない場合は、倒れても被害を受けないような配置などを考えます。また、家具や棚の上に物を置かないことや、落下防止等の措置をとっておきます。